

---

## 特集：先進各国の年金改革の視点 趣 旨

---

先進各国の年金制度改革は、

- 1) 積立の要素(拠出建ての要素)を入れているか、
- 2) 女性の年金、
- 3) 短時間労働者の取扱い、
- 4) 低所得者対策のプログラム(公的扶助との関係)、
- 5) 拠出回避問題

といったキーワードでとらえることができる。もちろん、国によっては既に対策を終えてしまったもの、もともとの年金理念にないものはあり得る。しかし、いずれかには当てはまる。例えばアメリカの改革案は拠出建ての制度を導入するというものであるし、これについてはスウェーデン(先進国ではないがチリも)が既に取り組んでいる。周知の通りスウェーデンにおいては、将来の保険料率18.5%のうち2.5%分は積立方式の個人勘定分であり、ある程度自由に運用できる。低所得者対策については、イギリスではペンション・クレジットという制度を持っているが、昨年出た年金委員会のレポートではCP(Citizen's Pension)という高齢者に普遍的な年金のアイデア(いわゆるクレジットに近い)が出ている。これに反して厳格な所得制限や資産調査が伴うのがオーストラリアの年金制度である。こちらは65歳以上人口の67.5%(2002年)にしか支払われていない。年金制度はそれぞれの国の事情を反映したものであるが、それでもある視点でみると共通点や相違点が見えてくる。

これまで「海外社会保障研究」では年金制度に関する特集を幾度も組んできたが、本特集では上述の5つの視点を通じて各国の年金制度や改革の方向性の比較・検討を行い、日本への含意を導くことを目的とする。論じ方としてはissueに着目し、国については横断的なアプローチをとる。

小野論文では積立金の水準基準に焦点を当てている。人口の高齢化を受けて、カナダ、フランス、ノルウェー、アイルランドなど、先進各国の公的年金制度がさまざまな形態で積立金を保有する例が増えているという。しかし、“事前積立方式でない公的年金制度において、こうした積立金の適正水準を示す基準は、いままで明示的に紹介されていない。”という。この点に関して小野は“仮想的な公的年金制度の下で、わが国の人口構成に自動均衡機能を適用することにより、その効用および課題を確認”している。結論として、“自動均衡機能の効用はある程度確認されたものの、同機能が評価時点における将来の収支均衡を想定するものでないため、運営のあり方に工夫の余地がある”ということである。

丸山論文は日本における女性と年金制度の4つの論点である被扶養配偶者の給付問題、育児・介護期間への配慮、離婚時の年金分割、遺族年金について、諸外国の対応と比較することから日本への示唆を導いている。結論として、1) 公的年金の一元化問題は女性の年金問題の解消という視点からも急がれる課題であること、2) 日本の第3号被保険者制度と類似する制度は他国にもみられるが、婚姻形態や就業形態が多様化するなかで優遇措置の対象外となる者との公平性や老後の貧困問題が深刻化していること、3) 保険

料負担の優遇措置などを育児・介護期間に限定した優遇措置、離婚時の年金分割制度の導入、最低保障年金や社会扶助（公的扶助に比べ所得審査が相対的に緩やか）の導入が女性の貧困問題を解消する上で有効であることを論じている。

西村論文では非正規雇用者の年金制度加入について論じている。正規・非正規雇用者の間に処遇の格差が存在する日本では、パートや派遣などの非正規雇用者数が増加することは問題である。こうした動きと対照的に“諸外国においても非正規雇用が拡大しているが、EU労働法では、1997年の指令で均等処遇が各国共通のルールとなった。また、社会保険料賦課の下限が低く、ほとんどの非正規雇用労働者が社会保険を適用されている。ドイツとイタリアでは、擬似自営業者などの社会保険逃れを防止するための措置がとられた”という。短期的には処遇格差是正のために厚生年金適用拡大を進める必要があるが、“年金制度の分立と一元化、第三号被保険者問題、定額と税による保障の可否といった年金制度体系のあり方との関係での整理も必要である”と結んでいる。

有森論文では先進各国では低所得者向けの年金対策と年金制度自体のスリム化を一体と見ている。“特に1990年代以降から、公的年金をスリム化し、自助努力による私的年金・貯蓄拡充を支援する改革を進めている”という一方で、“自助努力によって年金・貯蓄を積み立てることが難しい高齢低所得者には、高齢期の所得保障を目的とする公的年金、一時的な困窮に対して最低限の生活費を保障する公的扶助、およびその組合せを通じて、所得保障を行っている”という。具体的な方法として、1) 公的年金の満額年金支給要件を緩和する方法、2) 保険料免除などによる公的年金の構築支援、3) 給付の優遇、4) 公的年金の給付水準の引上げなどをあげている。しかし、筆者が“社会保障制度が全体として高齢の低所得者に対してどのような施策を行っているかを見る必要がある”と論じていることは興味深い。

清水論文は年金空洞化問題を論じている。事業主や労働者の保険料拠出回避行動は日本のみならず世界各国が直面している課題となっている。清水によれば、拠出回避行動に対する政府の施策は、1) 労働者の自発的な納付を促すような制度環境づくり、2) 事業主や労働者が保険料回避を行いつらい仕組みの構築、3) 保険料徴収の執行管理の強化という3つの手段が有効であるという。しかし、何よりも大切なのは制度への信頼性を増すことであり、“悪質な滞納者に断固たる措置を講じつつも自発的に参画する善良な加入者を増加させる政策である”と結んでいる。

最後になったが、本特集のような難しい注文にご快諾くださり、すばらしい原稿を寄せてくださった筆者の先生方にお礼を申し上げたい。

（山本克也 国立社会保障・人口問題研究所社会保障基礎理論研究部第4室長）